

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

会 議 名	令和6年度 第3回 足立区男女共同参画推進委員会		
事 務 局	地域のちから推進部多様性社会推進課		
開催年月日	令和6年8月26日（月）		
	午後2時02分 ～ 午後4時03分		
開催場所	L. ソフィア 3階 第2学習室		
出席者	【委員】		
	石坂 督規 委員長	内藤 忍 副委員長	ぬかが 和子委員
	水野 あゆみ委員	杉本 ゆう 委員	國府田 豊 委員
	片野 和恵 委員	齋藤 ゆきえ 委員	市川 慎次郎委員
	遠藤 美代子委員	佐藤 英二 委員	田口 麻美 委員
	【事務局】		
	依田 地域ちから推進部長	小木曾 多様性社会推進課長	
	木野瀬 事業調整担当係長	岡 男女共同参画推進係長	
	柏村 男女共同参画推進課主査		
	【傍聴者】2名		
会議次第	1 開会挨拶 2 前回（7／29開催）委員会のふりかえり 3 足立区男女共同参画社会推進条例について 4 施策⑪「困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり」について 5 令和6年度 足立区男女参画プラザ委託講座評価について 6 事務連絡		

資 料	・資 料 1 : 令和 6 年度第 2 回男女共同参画推進委員会 (7 / 2 9) の要点 ・資 料 2 : 足立区男女共同参画社会推進条例見直しのポイント ・資 料 3 : 令和 6 年度足立区男女共同参画推進委員会 中間提言 ・資 料 4 : 第 8 次足立区男女共同参画行動計画「施策⑪困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり」 ・資 料 5 : ヒアリング候補団体概要 ・参考資料 : 足立区男女共同参画社会推進条例 多様性社会推進課所管各講座チラシ
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

1 開会挨拶

（小木曾課長）

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、令和6年度第3回足立区男女共同参画推進委員会を開催いたします。

本日はご多用のところ、またお暑い中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

足立区男女共同参画推進委員会規則第4条に基づき、本委員会は総委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとなっております。ただいま10名ということで委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

今回、オンラインということで、初めてさせていただくということで、先ほどハウリングなんかも起こって、いろいろ不手際なところも出てくるかもしれませんが、ご了承くださいたいと思っております。

今回、推進委員会の規則を改正いたしまして、國府田委員が今オンラインで参加していただいておりますが、こういった形での会議の開催ができるようにさせていただきました。

オンライン参加になっています國府田委員におかれましては、事前にオンライン参加のお知らせということで、諸々注意事項等をお知らせさせていただきましたので、その点ご留意いただければと思います。

基本的には、常時カメラのほうはオンにさせていただいて、発言のとき以外はマイクをミュートにいただければと思っております。

発言の際にはアイコンの挙手をしていただければ、私のタブレットのほうでそちらを確認して、ご指名させていただければと

思っております。

本日の出席委員の数ですが、11名ということで訂正させていただきます。

続きまして、会議の公開についてですが、同じく推進委員会の規則第5条により当委員会は公開することになっております。

あわせて会議録の作成が必要となっておりますので、委員の皆様のご発言につきましては、後ほどご発言内容を確認いただいた上で、ホームページなどに公開させていただきたいと思っております。

また、議事録作成のときにはマイクを通して録音させていただいておりますので、恐れ入りますが、発言前にお名前をおっしゃっていただけると助かります。

また、本日傍聴人の方もお見えになっておりますので、ご承知おきください。

早速ですが、次第に沿って進めてまいりたいと思っております。

まず、開会の挨拶として石阪委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（石阪委員長）

皆さん、こんにちは。

前回、皆さんには足立区の男女共同参画社会推進条例、こちらについてご議論いただきました。前回、ちょっと個人的な都合で欠席させていただきましたけれども、皆さんからいただいたご意見については議事録等を拝見させていただいて、様々なご意見があったということを踏まえて、今日また引き続き皆様からいろいろご意見をいただきたいと思っています。

足立区の条例ですけれども、男女共同参画の条例、成立してからかなりたっているということもあります。私も改めてこの条例を見たところですが、かなり文言として

もこの言葉を入れたほうがいいのか、こういう形で表現を変えたほうがいいんじゃないかというところもございます。

この委員会自体で条例を議論するということはしません。行政のほうであくまでそれは議論するんですが、ただこちらとして要望を、ここはこうしたほうがいいのか、こういう意見を導入したほうがいいのかではないかということについては、こちらの委員会を出していただいて構わないということですし、むしろそれが目的でもありますので、今日はぜひ皆さんいろいろとご意見をいただければと思います。

また、それ以外にも幾つか議題がございますので、皆さん今日も進行、ご意見、発言についてご協力をお願いします。

今日、初めてのオンラインでの開催ということもありますので、今後こういった会議、なるべく多くの方に参加していただくということもありますので、こういったオンライン会議を続けていければと思います。

それでは、私のほうからの挨拶は以上とさせていただきます。

事務局のほうにお返しします。

(小木曾課長)

ありがとうございます。

資料のほうの確認をさせていただきます。まず、次第です。

それから、資料1としまして、前回第2回男女共同参画推進委員会の要点というのをまとめたものになります。

次に、資料2、足立区男女共同参画社会推進条例の見直し検討案です。

次に、資料3、令和6年度足立区男女共同参画推進委員会からの中間提言というものでまとめさせていただいております。

続きまして、資料4、第8次足立区男女共同参画行動計画のうち、施策⑩の該当ペ

ージをコピーしたのになります。

最後に、資料5です。ヒアリング候補団体ということで、前回から話がありました、ちょっとお呼びしてお話を聞きたい団体の候補としての概要をまとめたものになります。

また、参考資料として、推進条例、多様性推進課の所管がやっております講座のチラシが4枚ございます。

以上になります。

資料の不足等はございませんでしょうか。

2 前回（7／29開催）委員会のふりかえり

(小木曾課長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、前回のふりかえりということになります。

資料1のほうにつけさせていただきましたけれども、前回、条例のことで皆さんのほうにご議論いただきました。

ポイントは3つということでまとめさせていただいております。

まず、「性の多様性」、そちらの尊重に関する部分の文言等を条例に盛り込んだほうがいいのかということで、皆さんのご賛同をいただきました。

次に、条例名ですけれども、男女をそのままというところには違和感があるというご意見もありましたが、これまでの区の歴史的な経緯でそういった条例がつくられ、発展してきたこと。また、条例改正の実現可能性といったところのことを踏まえると条例名はそのままが望ましいのではないかという意見でございました。

最後に、性の多様性のことを盛り込むことはいいことではあるけれども、これを機

にそれ以外の部分でも、時代に即して見直したほうがいい部分があれば見直していったほうがいいんじゃないかというところで、大きなポイントとして3つ、前回ご議論いただきました。

それを踏まえまして、また引き続き石阪委員長に進行をお願いして、本日の進行をお願いしたいと思います。

3 足立区男女共同参画社会推進条例について

(石阪委員長)

それでは、ここからは次第に沿って進めてまいりたいと思います。

前回のふりかえりが終わりましたので、3番です。足立区男女共同参画社会推進条例について、になります。

先ほど、課長からも説明がありましたけれども、前回、皆さんからいただいたご意見をまとめさせていただきました。要点という形で、資料1にまとめていただきましたけれども、まず「性の多様性の尊重」、これについて条例の中に記載する、これは皆さん合意されたというふうに伺っていますので、まずとにかくこの文言や内容について、条例の中に謳うということ。こちらについては区長のほうに改めて提言したいと思います。

それから、条例名の変更はなし。よくあるのは、ほかでは「性の多様性条例」とか、あるいは「男女共同参画・性の多様性条例」のような形にするというような考えもあるんですけども、前回の議論としては条例名はこの「男女共同参画社会推進条例」この名称を引き継ぐ。こちらについては条例名の変更はなしということもご同意いただきました。

最後に、3番目として平成15年に施行以

来大きな改正はないと。条例としてはほとんど見直しがなく、これがずっと続いてきたということもありますので、時代に即さない部分があるというご指摘を皆さんからいただきましたので、これはもちろん性の多様性について、プラスアルファとして入ってくるわけですが、これまである内容についても見直すべきだというご意見がありましたので、この点については私のほうから改めて区長のほうに提言を申し上げたいと思います。

それでは、資料2のほうに移りますが、こちらは前回のご議論を中心にまとめたものです。

資料2をまず横を見ていただくと、該当の項目、前文、第1条、第2条、こういった条例のどの部分か。

それから、真ん中のところは委員会で出た意見、それから一番右が委員会での意見を踏まえた方向性（案）ということで、これは私もこの部分はこうしたほうがいいという意見も含めて、事務局のほうにちょっとまとめたいただいたものもあります。これをちょっと見ながら、前回の議論を改めて確認させていただきたいと思います。

まず、一番左端のほうに1と書いてあるところですが、これは先ほど申し上げたように条例名の変更はしません。足立区男女共同参画社会推進条例、これはこのままでいくと。皆さんからいただいたご意見も矛盾を感じるというご意見もありましたが、条例名は変えなくてもいいという意見もあったということです。これは変えないでいいということになります。

条例名を変えとなると、これはかなりドラスティックに変わるということにはなるんですが、どうなんでしょうか、これについては。

(杉本委員)

前回の議論での認識は、違和感を言った人の中の一人ではあるんですけども、条例改正、中身はこのままで、今現在ある条例の改正でいこうというのはその点に関してはみんな同意しているんですけども、その中身の改正も今の内容で構わないと思うんですが、ちょうど法律の専門家の國府田委員もいらっしゃいますので、多分これはこの条例の改正という形で条例名の一部修正はできるはずなので、それ自身が、これ1個全部を没にして全部つくり直すという意味ではなくて、このままで修正ができるはずで、それは我々議会の仕事ではあるんですけども、特にうちの会派の問題もちょっとあるかもしれないですけども、そこは多分議会内で話し合いをして、やはりこの前、いろいろお話があったように、男女という言葉についても違和感というところが、前回、皆さん一定の人数の方が示されていたところがあると思いますので、内容を今の、それこそジェンダー平等という内容を入れていくのであればどうなんだというところは、ごめんなさい、僕の中では前回みんなで決を採ったという認識ではなかったんですけども。

(石阪委員長)

両論で出てきた。

(内藤副委員長)

はい。

(石阪委員長)

今の1つ、國府田さんにもちょっと伺いたいんですが、例えば条例をこのように変えるといった場合は、普通はお手元にある参考資料があると思うんですが、こちらが今現在の条例ということになりますけれども、一番最後に大体これは付則としてこの条例は何月何日にこのように改定されまし

たみたいな形で加えれば、一応この条例名を変えずにそのまま後ろに加えることで変更することはできると思うんですけども、これ例えば条例名が変わるという場合もそれでいけるんでしょうか。

法律とか条例ってそうですね。条例そのものが名前が変わってしまうとなると、その後ろの付則のところの変更だけでいけるのかどうか。

(國府田委員)

条例名そのものが変わるときもあります。が、条例名そのものが変わるときに、後ろにそれだけつけているかどうかはちょっと調べてみないと分からないですが、大体新旧の、例えば対照表みたいな形で、後ろにばんと載せて、そこで条例名もそこで一緒に変えているという例はあるかなと思います。

(石阪委員長)

恐らく我々がよく見るのは新旧対照表があって、右左というふうに分けて、名称も変わりますということになると、恐らくこれは議会でも議論することになった場合は、新しいものにこういうふうに変わっていきますと、逐次変わっていくと。

だから、今の条例が大きく変わるということを見せるときはそれでいいんですけども、逆にこの条例の趣旨や考え方を継承しながら新しいものを加えていくということでは今回なくなってしまうので、これはかなり大きいです。どちらを取るかで、足立区としてどちらに向かうのかというのは。

これはほかの自治体を見ても大幅に変えてしまうところもありますし、現在の男女の中に新たに「性の多様性」を加えるというところもあるんですが、これは内藤さんに聞いたほうがいいかな、前回、特に両論

出て、どちらがという感じではあまりなかったんですか。

(内藤副委員長)

そうですね。両方の意見が、多様な意見が出て、結論は出さなかったと思います。

今の点ですけれども、これは多分行政的な話なので、事務局に聞いたほうがいいですよ、課長ですか、部長。

(小木曾課長)

こちらに関して、皆さんのご議論をいただいた上で、委員会からの意見を踏まえて決めさせていただけたらと。

(内藤副委員長)

そういう意味ではなくて、行政的に可能かどうか。

(依田部長)

条例名を変更できるかどうか、というご質問ですよ。

(杉本委員)

題名の改正という方法があるんですよ、法律上は。

(依田部長)

条例名を変えるのはたしかできたと記憶しているんですけど、一部修正ができたとは記憶しています。ただ、委員の皆様のご意見の中で変えないで中身だけ変えればいいんじゃないのという意見があったということで報告は聞いています。ただ、条例名を変えられないということではないと思っています。

(石阪委員長)

手続上、できなくはないという。恐らく今のはそういうご発言だったと思うんですが、そうなったときにどうするかなんですけれども。

(内藤副委員長)

前回、議論したところなんですけれども、恐らくこれは名前というより内容に関わる

部分、内容を反映したものであるべきだと思うので、ちょっとまとめていただきましたけれども、内容を振り返りつつ、委員長もいなかったことですし、その後に戻ってきたらどうでしょうか。

(石阪委員長)

基本的に私はどちらかというこの条例そのものを変えるというよりは条例の趣旨をそのまま残したまま加えていくというのが現実的だと思っていますけれども、今の足立区の状況を見た場合。ちょっと見ていきましょう。中身をかなり変えていくんだと。

ちょっと、2を見てみます。これは前文のところですけども、一番左を見ると、「性別による固定的な役割分担意識」や「性別等による不当な差別的扱い」の解消というものをやはり記載すべきだと。これはこういう意見が出たということですので、あえてこの解消というところまでかなり踏み込んで、書くべきではないかということです。

それから、3番目について、これは「男女のいずれか一方に対し」という表現が、「男女のいずれか一方」という表現がどうかということですけども、こちらはほかの男女の条例なんかを見ると、やはり積極的改善措置、ポジティブ・アクションですね。男女格差が生じている部分、これはいまだに残っているだろうと。そちらについてはきちんとした措置を取るべきだというための規定なので、これを取ってしまうと、そもそも男女共同参画の条例としての意味合いがかなり薄れていくのではないかと思います。こういう意見もあるので、こちらについては改正しないという、しなくてもいいのではないかといいことで、改正しないという、これは男女の

不平等を是正するという、こういう趣旨が入ってなければいけない。

それから、ちょっとめくっていただきまして、4番目、これは第2条第3項以降に、これは新たに記載するものです。これは様々な用語についてですけども、例えば「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」、「性別等」、「ハラスメント」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」これは足立区の制度ですけども、こういったものはやはり足立区のPRポイントでもあり、かつ言葉として分かりにくいものも含めてきちんと解説する必要があるだろうということです。

こちらについてはまた恐らく今後いろいろ、この言葉を入れたほうがいいというものは入ってくると思います。

それから、第8条第2項、何人も、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。

こちらに「ハラスメント」の記載がないということでしたので、これは確かに今は「ハラスメント」という言葉を使います、どこでも。これはやはり時代に即して入れていくべきだろうということです。

そして、13条、これも新たに追記することとしては、やはり足立区の「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度」、この記載がありませんので、13条のところに新たに追記をする必要があるだろうと。

そして、14条の第3項のところ、これは区と契約を希望する事業者に対しとありますけれども、これは区内事業者全体に広げてもよいのではないかということですので、区と契約を希望する事業者に限定しないということです。これも修正ポイントです。

それから、14条の4項、これもご意見をいただいたところですけども、「起業を

目指す女性に対し」これも女性に限る必要はないのではないかというご意見がありましたので、確かに「性別等にかかわらず、起業に関する必要な支援を求めるすべての人に対して」、ちょっと言い方としてはかなり長くなりますけれども、女性だけではないですよ。いろいろな性別の方に対して置き換えてはどうかということです。

それから、今度は手続的なことではありませんけれども、委員の任期は2年として再任を妨げない。ここまではいいんですが、補欠委員の場合、つまり事情があって委員を代わられるケース。その残任期間については本来その方の任期が終わったらその方の任期は切れるべきだと思うんですけども、これを見る限り、任期は2期を限りとする、その後も延長可能というような文言になっているので、やはりこれは「再任は2期を限りとする」以降はいらないんじゃないか。

つまり本来であれば補欠委員になった補欠の期間が切れたところでその方はもう終わりというのが普通だろうということです。

それから、全体として「女性も男性も」、「男女」という表現がありますけれども、「性別男女も二元化しており、性の多様性を反映してない」ということになっています。ですので、男女平等、男女共同参画、積極的改善措置、審議会等における女性委員比率に関する記載を除いて、「性別等にかかわらず」とか「すべての人」、これはもういろいろなところで置き換わっていますので、こういった文言の修正はしていく必要があるだろうということまで、皆さんからいただいたご意見や私の意見も少し入っていますけれども、変えたほうがいいのではないかといいところまでできました。

冒頭でも申し上げたとおり、この委員と

しては区長に対して、こういった形でぜひ検討してほしいというところまでは提言することが可能です。ぜひ皆さん、これ以外も、今日は条例がお手元に資料としてあると思います。ここはちょっととか、ここはこういう表現がいいのではないかとということも含めてご意見をいただければと思います。

私からは以上ですけれども、いかがでしょうか。皆さん、ご意見追加。

内藤さん、どうですか。

(内藤副委員長)

内藤です。皆さんが考えている間に、3点なんですけれども、1点は「ハラスメント」の、項目でいうと5、8条2項のところということで、現状は8条は差別的取扱いの禁止、並行して条文を見ていただきたいんですけれども、差別的取扱いの禁止が扱われている条文の中の2項として挙げていただいています。

現行条例では「ハラスメント」の記載がないということで、「ハラスメント」という文言が使われていないというのは確かにそうなのですが、全く取扱いがないわけではなくて、第8条3項が何人も、他人を不快にさせる性的な言動をし、ということで、ここでセクシュアルハラスメントの禁止を書いているということです。

ですから、2項のほうとの関連で今回セクシュアルハラスメントに限らないハラスメントということで提案していただいているんですけれども、3項とも絡めた形で書いていただくということでいいのかなと。

方向性としては、とてもいいと思うんですけれども、現在、女性関連、性別関連でもセクシュアルハラスメントだけではなくて、性別に関するとか、これから今入れるところの「性的指向」とか「性自認」、

「ジェンダーアイデンティティ」、それに関わるハラスメントというのはたくさん起きていて、国でもパワーハラスメントの中で属性に関するハラスメントの取扱いをする、規制をしていくという方向ですので、この書きぶりはいいと思いますけれども、ここでは書きぶりを考えるところではないですけれども、3項に既にセクシュアルハラスメントがあるので、そこを絡めてどう書くのかということをお願いしたいというところです。

というところとあともう一つが、表の8項目、14条4項の起業を目指す女性に対してということで、片野さんに言っていた部分なんですけれども、恐らく最初に条例を起草したときの14条4項の趣旨というのは、起業を目指す女性に対しての支援というのが放っておくと、なかなかうまく支援が足りていかないという意味でのポジティブ・アクションという趣旨で恐らく今前段の積極的改善措置、2条2項的な意味合いで入れたということが大きいのかなというふうに思います。

女性に限る必要は実際になく、「性別等にかかわらず」でいいと思いますけれども、そういった当初の、「すべての人」ということになる、なかなか手薄な層が出てきてしまうということを理解して、いろいろな属性の人にきちんとそういった支援が行き届いているのかということを忘れないように、多分これは規定というよりは政策的な面だと思うんですけれども、そういうことを留意する必要があるのかなと思います。

あともう1点は、ちょっとここに書いていないことで、前回私が司会だったので、時間的に言いそびれてしまったんですけれども、今回、あまり大きな修正はしないとい

うことなのですが、この男女の関係の条例でやはり改正しましたというふうに、今回足立区は改正しましたとなると、当然こちらではファミリーシップを既にやっている、これが条例化されたということは1つのニュースにはなると思います。

ただ、それ以上のニュースというところではないのですが、新たなところがないので、入れたことはもちろん画期的なんですけれども、制度として大きく変わったところがないということになると、あまり追従するような形、それはそれで十分重要なことなんですけれども、やはり足立区としてもうちちょっとやっていきたいという面があってもいいのかなと思ってみると、今、国や各自治体の条例で足りてないところというところ、私は複合差別だと思うんですね。

国連の障害者権利条約の中で、障がい女性に対して規定があるわけです。障がいのある女子ということで、第6条「障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる」となっているんですけど、日本の障害者差別解消法の中では、それが取り入れられなかったということがあって、附帯決議の中では、条例の趣旨に沿うように、障がい女性等に対する複合的な差別の状況、現状を認識し、「障害女性等の人権の擁護を図ること」と附帯決議がついたといういきさつがありまして、障害と女性というダブルのマイノリティ性を持つ人の差別というのは単に1つの属性を持つ人への対応とまた違った側面があるので、特出して対処する必要があるという考え方があるわけなんですけれども、これは障がい女性に限らず性的マイノリティの女性も「性的指向」

と「性別」とか、「性自認」と「性別」とか、そういうような複合的な要因を持っている。

そういうところにも着目して、1つ施策を打つための規定というのにはあり得るのかなというふうに思っています。

これから条例でこういった国連等で要請されているので、入れていくところがあるかなと思いますけれども、今回、男女条例の改正ということで、女性に関わる場所としてこういった観点もあるのかなと思いました。ここは多分規定そのものを考えるというよりは意見を出すところだと思うので、1つの意見として申し上げました。

(石阪委員長)

今のような形で、例えばそういった意見や考え方、こういったものを盛り込んでみてはどうかということでも構いませんが、何か皆さんからご発言、ご意見はありますでしょうか。

こちらについては前回もご議論いただきましたので、今回については皆さんからご意見まとめさせてもらって、資料2のような形で方向性としてこういう形で改正をしていきます、というところをちょっと確認するという意味合いがあります。

やはり考え方としては、この男女条例の趣旨を残しつつ、やはり多様性のものも中心に、様々な時代にそぐわないものも含めて新たに加えていく、これによって改正を図るという、ここについてはまず皆さん合意していただいたということだと思います。

また、名前に戻りますけれども、です、この条例そのものを新しく変えるというよりは、ほぼほぼ文言としては残る。表現を変えるということですから、どうなんでしょうか、杉本さん、手続の問題とちょっと

と分けて考えますけれども、これをこのまま残す、変えたほうがいいというメリットのほうが大きいということですかね、性の多様性という。

(杉本委員)

せっかく中身を変えているのに、タイトルがそのままだったらそれこそ、その条例のタイトルと中身に矛盾を来すところがあると思うのと、これこそ方向性のところにも書いていますけれども、「男女共同参画の推進における性別による差別的取扱いと性的マイノリティへの差別は、全て性別による固定観念に起因している点では一致している」というふうになっているところで、まさにその男女というのがその固定観念の表現なのではないかというのは前回も出ていたところなので、やはり男女を残して構わないんですけれども、それに一言加えれば、墨田区みたいに「多様な性の」とか、一言加えるだけでその中身とタイトルの整合性はつくんじゃないかなと。

手続的な面で言えば、墨田区もやっぱりこの男女共同参画推進条例みたいな名前だったところを、条例の改正で条例としてはこの条例を存続する形の改正で題名改正という形でタイトル自体も変えているという実績もあるので、それは手続上は問題ないはずなので、そんなに難しい話ではないと思うんですけれども、何か逆に言うと執行機関側として何かハードルがある、言っている自分で何となく思い当たる節もあるんですけれども、あるんでしょうか。

(石阪委員長)

議会のほうがどうなのかということですかね。つまり性の多様性条例が新たに出てくるということに対して。

(ぬかが委員)

すみません、意見、言っていていいですかね。

ここの主な意見の、たしか私、2番のところの意見を言ったんですけれども、昔は婦人差別撤廃条約、今は女子差別撤廃条約と名前は変えましたけれども、もともとこの条例ができる根拠というのが今も国連で条約としてやはり批准国にもっと是正しなさいよということを求めている条約があって、それはやはり根拠は婦人差別撤廃条約だったと思うんですよ。今の女子差別撤廃条約。

そうすると、それも含めてそういう条約を批准した中で、この歴史的にもこの足立のいろいろな方々が知恵を出し合ってつくられたのが今の男女共同参画、名前も確かに変わっていると思うんです、少し、前からね。

ただ、私はそういうここの部分の差別を解消するというのが基本にあるというところは変わらない。そのための条例だろうと。

もっと言うと、例えば多様性の性の問題を入れてはいるけれども、そこを全面展開するなら別建ての条例であるだろうというふうに思うんです。

でも、そうではなくてこの条例を基本としながらも今ある制度を入れ込んでいくという考えでいったときには、私はそういうことも含めて歴史的な経緯と申し上げただけど、やはりここを外しちゃいけないと、男女共同参画という目的の部分が条例の表面にあるという部分をなくしてはいけないなというふうには思っているんですね。

ただ、先ほどもお話があったように、ほかの区で言うと男女共同参画は削らないけれども性の多様性を入れるとか、それはありなんだろうと思うんですけども、そこまで条例が2本の柱になるほど性の多様性が全面展開される条例改正にはならないだろ

うというふうに思うので、現状でいいのかなというふうに私はそんな思いで、この（２）の発言をさせていただいたんです。

（内藤副委員長）

多分、ここで意見を出してもそれが条例そのものの名前になるわけではなくて、それは議会のほうで決めていただく、こちらの意見でしかないと思うので、あまり議会でどうだとか、議会での実現可能性を考えずに、私たちはこの委員会の意見として、もちろん先生方も含めて、議論すればいいかなと思っています。

条例としての分かりやすさ、キャッチーさということと、中身を正確に表すかということと、今、ぬかがさんがおっしゃったマジョリティがどういう内容なのかといういろいろな要素があると思うんですけれども、法的に正確に考えると、男女とグループなわけですね。マジョリティとマイノリティと言うとあれですけども、グループで、「性的指向」とか「ジェンダーアイデンティティ」というのは属性なんですよね。だから男女というのは性別という属性。ちょっと座りが悪いというか、もし「性的指向」と「性自認」、「ジェンダーアイデンティティ」との並びで言うと男女は性別になるわけです。

だから本来で言うと、ここの最初のこの３番のところに書いてありますけれども、「性別」、「性的指向」、「性自認」これが今回、この条例に盛り込むところの属性、ちょっと「性の多様性」というワードなどもありますけれども、そういうキャッチーな言葉を置いておくとすると、本来は足立区における「性別」、「性的指向」、「性自認」に関する条例みたいな、そういうことになるんだらうと、本当は思います。だから、ちょっとそこは大枠が性別なの

かというところによるのか、それとも今回、新たにこういう要素も入れて、こういう条例とするんだということで名前として新しい「性的指向」とか「ジェンダーアイデンティティ」という言葉をあえて入れて新しい条例と改正していくんだというふうにしていくのはこの委員会としての意見だし、いやいや、そうではなくて、そもそももとの名前の男女でいくんだというのは、ここの意見として考えていけばいいのかなと思います。

前回いろいろな意見が出たんですけれども。

（石阪委員長）

集約は特にしなかったということね。

（内藤副委員長）

集約はしてないですし、またちょっと皆さんもご意見があるかもしれないので、聞いてもいいのかなと思います。

（片野委員）

女団連の片野です。

内藤先生からL・フェスタの講師としてご紹介いただいた堀場明子さんとちょうど今打合せをしているのですが、彼女が参考にと送ってきた記事に、意思決定の場に女性が参画すること、意義ある参画が大切だと書かれていて、それが次のステージではないかと思っています。平成15年と令和の今とでは、ただ女性の割合という人数だけではなく、問題解決の意思決定のプロセスに女性が関わっているかが問われている違いがあります。「意義ある参画」を実現することが大切であるということを新しい条例に入れていただきたいと思います。

堀場さんも指摘されていますが、もっと無視されてきた声の方たちもいらっしゃいますが、半数を占めている人たちの声がまだ十分に折り込まれていないという現実が

あるので、やはりこの男女共同参画という言葉は外すべきではなくて、さらに進めて意義ある参画という言葉を入れていくことが大事ではないかと思います。

(石阪委員長)

という意見が出ましたけれども、ほかに何かもしあればいかがでしょうか。

(佐藤委員)

私が最近いろいろなニュースを見ていて思っているのが、埼玉の男子校、女子校の区別がなくなって共学化がされるかどうかという話だとか、例えば東大の学生さんの比率、女性が今は大体2割、残りが8割。

今、片野さんがおっしゃったんですけれども、意思決定に関わる人を育てていく、女性をもっと盛り上げていくという観点からすると、東大の8対2の割合がもうちょっと増えないかなと思っていて、将来は多様性という話になっていくと思うんですが、今のこの時点では男女というところにフォーカスを当てたほうがいいのかなのというのが、私、今までお話を聞いていて思いました。

多様性というといろいろ見方がありますけれども、男女ではない多様性はあると思います。例えば、タイなんかだと今18種類の性別が存在したりとか、いろいろ国によっていろいろな多様性の基準が違いますけれども、そういうことを考えると、まだ日本は男女の問題を解決しなければいけない時代なのかなと思っています。

あと最後に、アイスランドのほうで15年、ジェンダーギャップ指数が1位と言っていますけれども、よく見ると100年かかっているらしいですね。100年かかってやって築き上げたものを私たちが、特に私はここは4年目なんですけれども、4年目で何ができるかということ、やっぱりちょっと難しいか

なと思いました。

以上です。

(石阪委員長)

今、皆さんのご意見はどちらかというとな男女共同参画の男女の部分、これまで培ってきた歴史もあります。それから、まだ解消されてない課題もあります。こういったものを踏まえて残して、尊重していくべきだという意見が多かったです。

杉本委員もそれをなくすという意味ではなくてある意味加えてもどうかという、こういうご意見ですね。

先ほど内藤さんからもありましたけれども、やはり核になる男女共同参画、男女平等、これにどの程度のボリュームで多様性が入ってくるかということだと思うんですけれども、もし本来多様性というものをかなり推進していくという区の姿勢があれば、別建てで条例を本来立てて、ただ根拠となる国の法律がちょっと曖昧だけに、どんなものをつくるのかというのはちょっと自治体としてはなかなか難しい部分もあるんですが、男女については男女共同参画社会基本法という法律があります。それに基づいて自治体がつくってきたというこれまでの歴史もありますから、これを皆さんどちらかというベースにして、今回は多様性という概念が入ってきたので、それを加えるという形のほうが自然なんじゃないかなという意見も多いということですね。

これは意見集約を諮る場ではないので、一応意見としてはこのような意見が出たということでまとめさせていただきます。

委員会としては、どちらかというとな男女共同参画の趣旨、考え、これはきちんと残していくべきだし、名前の中にもこの文言はきちんと入れていく必要が、少なくとも現時点ではある。こういう形でまとめさせ

ていただくのでよろしいでしょうか。こっちがいい悪いという話ではなく。そんな形でいいかな。

ということですので、改めてこう聞くと多様性という考え方が入ってきましたけれども、かなり皆さんが男女平等に対してはやはり今でも喫緊の課題だし、最上課題だという認識をお持ちだということは非常に強く分かりましたので、このあたりは区長のほうにも私も申し上げたいと思います。

ほかはいかがですか。名称だけではなくて、加えたいこと。よろしいですか。

それで、こういったことを踏まえて、区長のほうには提言させていただきますが、資料でいうと3になります。中間提言。

資料の3をご覧くださいだと思います。

これは皆さんからいただいた意見をちょっとまとめて中間提言という形で区長のほうに私のほうから進言をしたいと思います。

ちょっと案文として考えてみたんですが、これは皆さんの議論を聞く前に考えたものですが、まず足立区男女共同参画社会条例に、性的指向や性自認に関する差別の禁止やアウティングの禁止などを盛り込むべきである。

これはやはり多様性の部分、こちらについてもやはり入れていく必要があるだろうと。

それから、男女平等と性の多様性の尊重は性別に起因する課題解消に向けたものとして、方向性は一致している。足立区では歴史的な経緯から条例がつくられ発展してきたことも考慮すると、条例名は変更しないことが望ましい。

これは私の意見も入っていますが、今のお話をちょっと加味すると、条例名に男女共同参画という文言は残すべきである。そういう形になりますか。変えるか変えな

いかというのはまたちょっと執行機関のほうで判断していただきます。

現行の条例は平成15年4月1日から施行され、内容の大きな見直しがないまま今日に至る。「性の多様性」について条例に盛り込むだけでなく、男女共同参画に関する条文についても、時代に即した見直しが必要ではないか。これはもう皆さんの意見をそのまま反映させていただきます。

こういう形で提言をさせていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか、このような形で。

特に、2番目のところはちょっと条例名を変更しないことが望ましいというのは、全員の意見ということではありませんから、そこだけ少し変えさせていただきます。

(内藤副委員長)

1点目のアウティングの禁止を入れていただいたのはすごくいいと思うんですが、こちらの表のほうでは多分、5のハラスメントのところだと思うので、アウティングの禁止も入れていただいて安堵しています。これは国の労働施策総合推進法、パワハラ指針のほうに入っていますので、当然ですし、今、各自治体の条例では結構同じような感じでカミングアウトの強制とかカミングアウトを規制するということを禁止する。そういうカミングアウト関連の規定を入れている条例もありますので、そのあたりも検討を一緒にしていただければいいと思います。

取りあえずアウティングはハラスメントのところに入るのかなと思いました。

(石阪委員長)

何かもし改めて区長にということがあれば、加えさせていただきますが、よろしいでしょうか。こんな形で。恐らく10月ぐらいになると思いますけれども、区長のほう

に私のほうから直接行って申し上げたいと思います。

それでは、3番の足立区男女共同参画社会条例については以上とさせていただきますと思います。

4 施策⑩「困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり」について (石阪委員長)

それでは、続いて4番目、施策⑩「困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり」について、これは課長のほうから。

具体的には、皆さんから幾つか今年度議論する施策というのを挙げていただいた中で、1つは条例の話、もう一つが「困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり」について、ということで、実際に現場で働いていらっしゃる方々、主にNPOが委託事業という形で進めているんですけども、そちらのほうの話を聞いてみてはどうかという意見をいただきましたので、ぜひこの機会に実際に支援の現場がどうなのかというのがまず1つ、もう一つは、そこに来る子どもたち、どんな様子なのかということも含めていろいろ伺いたいこともあるので、まずはちょっとどんな団体が実際にこの業務を担っているのかということと課長のほうから説明伺いたいと思います。

(小木曾課長)

私のほうから、お手元の資料5です。

前々回ですか、現場で働く若い方の声を聞きたいということで、候補として挙げたカタリバさんとキッズドアさんを紹介させていただきたいと思います。

こちらのほう、生活支援推進課というところの事業の中で、居場所を兼ねた学習支援というものをこの2つの団体がやってお

ります。それぞれ区内で2か所、場所に関しては、梅島・竹の塚がカタリバさん、谷在家・綾瀬がキッズドアさんということで、詳細な住所は秘匿性の高いということで関係者のみに共有されているものになります。

そういったところで、経済的に課題を抱える世帯の中学生、またその中学生が利用していて、その方が高校生とかになったり、その後高校中退という形になってもまた引き続き使えるということで、対象にして事業を行っているものです。

基本的に、月曜日はお休みなんですけれども、それ以外のところは開設状況というところの時間帯で子どもたちが自由に来て、自由に利用できるみたいな形で、学びの場であったりとか、勉強、そういったところのスタッフがフォローに入ったりとかいろいろ進路の相談とか、というところを体験している。

また、勉強というところ以外にも体験学習的なところも折り込んで、そういったところで子どもたちの成長につながる、そういった活動をやっている団体でございます。

古くからといいますか、ちょっと詳細分らないですけども、平成28年頃くらいからやっていると聞いていますけれども、ここに通っていた、登録して利用していたお子さんが今は大きくなってボランティアとしてまた戻ってきてくれているという声も所管課からは聞いています。まさに本当にもしその方が若者という年代であれば、直接いろいろ詳細な話とか聞けたりするのかなというところがございますので、その辺のところについて皆さんにご議論していただくのと、もしお呼びしてヒアリングなりお話を聞くとなったときにあらかじめどういったことを聞きたいとか、そういったところのお話をしていただければ後日と

いいですか、その後、私ども事務局のほうで事前にそういったところをご説明しに上がりたいなと思っております。

私からは以上になります。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

今、4つの施設、厳密にいうと4つなのかな、2つ、2つですよ、カタリバ、キッズドアという2つのNPO法人、こちらが委託を受けて、実際に支援している。対象は中学生及びこの事業を利用して卒業していった高校生、中退者、未進学者ですから、中学生以上ということですね。

これは非常にユニークなのは食事の提供もしているということです。火曜から土曜は毎晩、日曜や長期休暇中は昼、夜の2食。食事も提供している。つまり勉強、学習支援に加えて、ご飯も提供している、こういう支援になります。

恐らくですけども、自転車、徒歩で通うので、大体区内に4つあるんですけども、その周辺の人たちがそこに通ってくるという形です。

これはいろいろ制限はあるんでしょう。ここに参加するに当たっては。所得であったりとかその辺もあると思うので、そのあたりも含めて、団体のほうには我々のほうでヒアリングをする機会を今年度設けられればと思っています。

実際に来ていただくんですけども、それに当たって、事前に、例えばこんなことをちょっと聞いてみたいとかいう質問がもしあれば、皆様から挙げていただいて、先方の団体に事前にお知らせしたほうがいいのかなと。いきなり来てわっと質問するよりも、大体こんなことを聞いておきたいと。

今日、もしこんなことを聞いておきたいとか、こんなことが知りたいということが

あれば、皆様のほうからちょっと出していただければそちらのほうを先方にお伝えするということを1つやりたいということです。

それから、もしこの団体や支援について、質問等があれば、答えられる範囲でお答えするということになると思います。

それでは、いかがでしょうか。

まず、こちらの資料についてですが、何か今の時点でご質問はありますか。制度であつたりとか。

教室になっているんですね。恐らく中に入ってきて、食事もできます。食事を作るスタッフがいる。個別にマンツーマンのような形ですけども、学習塾みたいな形で勉強を教えるという形です。

それから、業者テストなんかもしているそうですから、成績がどうなったかとかそういうところも把握されているのではないかと思います。

最終的には高等学校に進学できるような支援、様々な支援をする。情報提供、面接対策などもしてくれるということです。

恐らく自習ができたりとか、居場所としてコミュニケーションを取ったりというスペースもあると思いますので、いわゆる完全にお金を払って行く学習塾とはかなり様子は違うだろうなという感じはしています。

ただ、中には途中で来なくなってしまうケースもあるでしょうし、それから場合によっては様々な問題を抱えて来る、そういった方々の相談に乗るというケースもあるかもしれません。

ですので、我々としてはちょっと具体的にどんな支援が行われているのかと、ちょっと外からでは見えない部分がありますので、ぜひこの団体にお越しいただいてどのような支援をされているのか、これを伺う

というのが今回の目的になると思います。

何かもし質問等があれば、いかがでしょうか。

(片野委員)

ボランティアさんへの質問ではないので恐縮ですが、これは対象者を限定している事業で、就学援助世帯まで対象にしていると聞いています。就学援助世帯の収入の幅が結構大きいので、実際にそれがどの程度の世帯年収の子たちが多く来ているのかを所管課に教えていただきたいと思っています。

それとあと人数がここに書いてありますけれども、小学生も受け入れているかと思っています。ただ、メインは受験指導もしているので中学生だと思いますので学年の割合。あと継続年数、どのぐらいの子が継続していて、さっきの進学先の話じゃないですけども、かなり事業規模としては小さい事業だと思いますので、そのあたり聞いていただいて、皆さんで議論して、あと同様のものは他区でやっているのかどうかということになるかと思うのですが、他区の場合の所得制限の金額とか、そういうことも少し知りたいなというふうに思っています。

(石阪委員長)

今の点について、所管課のほうに事前に確認していただくようにしたいと思います。

(ぬかが委員)

私も水野さんも全部の施設に実際に行って、見学して話は聞いているんですけども、本当にすばらしい事業だし、そのイメージは私たちはわいているんだけど、その上でも私が聞きたいと思うのは、1つは、これは調査するときには中心的な所管が福祉事務所というか、いわゆる子どもの貧困対策から来ているので、放課後から夜

についてで、私が聞いたときに、主には声かけを先生のほうから、あまり厳密な所得制限ではなくて、先生のほうからちょっと家庭に困難な事情があるなと思うと、貧困施設だと言ったら誰も来なくなるから、お兄さんたち大学生がボランティアでいろいろ勉強とか教えてくれるところがあるから、そこに行ってみないかという形で誘導していくという話は聞いていたんです。

(石阪委員長)

学校のほうから。

(ぬかが委員)

学校からです、全部。基本は学校から誘導なんですけれども。

もう一つの事業として、昼間の時間、通常みんな学校に子どもたちは行っているわけだから、その昼間の時間を活用して今度は子どものための居場所施設を活用した不登校の子どもの居場所施設をやっているんですよ。これは教育委員会の事業なんですよ。だから、それが昼間なのね。

そこは小中学生問わずいわゆる不登校の子どもが学校には行けないけれども、どこもそうなんですけど、最初はゲームをやったりとか、お兄さんたちとおしゃべりしたりとか、そういう居場所なので、サードプレイスのものなので、非常にマッチするというか。

(石阪委員長)

昼と夕方以降とで事業自体が変わるわけですね。

(ぬかが委員)

そうなんです。つまり補助金が出て委託している事業としては完全に分かれているという仕組みになっているんですけども、だからどちらのほうの取組も聞きたいというのが1つと。

それから、行ったときいつも私たち聞い

ているんですけれども、やはり不登校にしても、今足立でいうと1,400人、1,500人、非常に増えていて、それから困難を抱える子どもさんもたくさんいるという中で、その足立の困難を抱える子どもたちのために、もっとこの事業を自分たちに委託して運営してもらっている事業をよくするために行政に何を望むのと。行政へ望むことというのはぜひその場で言っていただければいいかなということで、聞いてみたいと思います。

以上です。

(石阪委員長)

今、ちょっと解説いただきましたけれども、昼間は不登校のお子さん、小学生も含めたお子さんがいらっしゃる。夕方からは今度学校帰りになるとそれがチェンジして、先ほど言ったように中学生以上の学習支援という形にどうもなるということです。

ですので、2つの事業を並行して1つのスペースの中でやっている、そのようなイメージになります。だから両方、聞いてみたいということですね。今のお話、不登校の子の問題とそれから学習支援の問題ですね。

それから、学校からの誘導というのは私も知りませんでした。どちらかというと親から申請をしていくのかと思ったら、そうではなくて先生方が。

(ぬかが委員)

親の教育相談の流れもあります。

(杉本委員)

若干ネグレクトに近い子もそっちに誘導されているところがあるので、親に頼っちゃっているとその子たちが救えない。

(片野委員)

不登校の生徒を学校で支援している立場からになります、スクールカウンセラー

さんから居場所を勧められたと担当している生徒たちから聞いています。居場所事業が始まった時は、不登校の子は対象になっていなかったのですが、途中から多分予算を増額して不登校の子も受け入れるようになったと思います。

私も実は4か所行ったことがありますし、事業にボランティアとして私が運営しているNPOがかかわっていたことがあります。すごくいい試み、でももっとよくなる可能性は十分あると思うので、やはり場所的なもので通えない子とかいて、オンラインも始めてという形になっていきましたので、今、ぬかが委員がおっしゃったように、やっている子がどうすればもっとよくなるかということぜひ聞きたいと思います。

(石阪委員長)

つまり参加している、そこに来ている子がどうすればもっと。

(片野委員)

もっとよくなるためにはどういうニーズがあって、途中で来なくなる子が前から問題になっていて、その子たちに対してどういうサポートが欲しいのかということです。

(石阪委員長)

あと1つは、そういうところに来る背景みたいなものもちょっと聞いてみたい気がします。本来であればご家庭に帰っていくわけですね、学校が終わると。だけどやっぱり何か家に事情があって帰りづらいとか、ほかの方々と交流する機会がないので、そういうところにいると安心するとかほっとするとか、多分そこに来る、積極的に来る理由は何かあるはずなんですよ。

単純に成績を上げるだけだったら恐らくこういうところではなくて、別の塾のほうがいいでしょうし。何を求めて子どもたちがそういうところに来ているのか。これを

ちょっと聞いてみたい。これはあくまで事業者の意見でいいと思うんですけども、子どもたちではなくて。

(ぬかが委員)

すみません、何回もしゃべっちゃって。

やはり私、前に綾瀬に行ったときに、先生たちから言われて、この子の靴、ずっと変わらなくて小さくて変わらなかったんですよ。服は毎日同じなんだよ。もちろん本人の目の前では言わないけどね。ここに来て初めて新しい靴にできて、すごいそれがよかったんだよという話とかされたのが非常に印象的で、だから私も子どもたちがそこで何を感じているのかとか、やはりそこで指導するボランティアの方や社員、職員の方がそういう子どもたちの確かに背景がどうなのかというのはぜひ、そういう話が聞けたらいろいろなヒントになるかなって思いました。

(内藤副委員長)

今回、担当課もヒアリング対象ですか。担当課によるかもしれないんですけども、今回ご提案いただいた柱立てのところというのは、「困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり」ということなんですけれども、そもそもこの委員会の目的ですけど、男女共同参画の視点におけるということを忘れずに私たちは質問を、担当課とか事業者さんに聞きたいなと思います。

子どもの貧困対策はとても大事で、先生方は関わっていると思うんですけども、私たちもすごく関心があるんですけども、それが男女共同参画のためにどうなのかというところの視点を忘れずに質問立てを立てる。

だからその中で特に子どもたち自身、女子とかそれから抱えている保護者さん、ここにもひとり親家庭と書いてありますけれ

ども、主に低賃金であることが多い女性のひとり親が子どもがいる場合にどういう困難があって、それをどうサポートできているかできていないか。どういうことが足りているのか足りてないのかを担当課さんは相当分かっているはずなので、それもお聞きしたいし、事業者さんのほうで築いていることをお聞きしたい。

計画のほうでは、貧困の連鎖の回避のためのひとり親家庭への日常生活支援も入れていますので、さっき課長のほうから平成28年頃から取組をやられているというお話がありましたけれども、帰ってきているボランティアの子もいるという話がありましたけれども、こういった支援を続けていって、貧困の連鎖が断ち切れているのか、男女共同参画の視点で、特に女性のひとり親家庭で育った女の子がまたひとり親になるという、それでまた低賃金、大学に行けずにまた低賃金職に就くということ避けなければいけないので、そういった観点で大丈夫なのかどうか。こういう質問をぶつけられたかなと、ちょっと具体的な質問を言えてなくて恐縮なんですけれども、そういうことが大切かなと思います。

(石阪委員長)

確かに、1つはひとり親というところは男女共同参画ではやっぱり注目すべきところで、まずそれが割合としてはどうなのかということも含めて、支援が必要な場合もかなりあると思います。

本来だと2人でやっていることを1人でやっているわけですから。そのサポートがきちんとできているのかどうか。さっき言ったように貧困の連鎖を断ち切るような支援になっているのかどうか。来なくなってしまうとか、断ち切れずになかなかうまくいかない、失敗事例、成功事例には結び付

かないようなケースもあるのかもしれませんが、ただそのあたりの状況を実際に伺ってみたいということです。

恐らく担当課は陪席のような形ですね。前に並んで一緒に聞くというよりは、来てはいただくと。例えば、担当課にしか答えられない部分があると思いますから、そちらの職員のほうから答えていただくことになると思います。

メインはあくまで、どうでしょうか。1団体、2団体ありますけれども、一応2団体にお声かけをするということでまずいいですね。それぞれやはりちょっと違うと思うんですよ。

カタリバ、キッズドアは両方ともNPO組織としては大きいところです。我々の大学生もここでアルバイトとかボランティアしている学生が多いですけれども、両団体、もし可能であれば1名ずつお越しいただく形にして、それぞれ独自のご支援というのがありますし、注目しているポイントや課題とか変わってくると思いますから、一応両方にお声かけをして来ていただく。

それから、先ほど質問については皆さんからいろいろありましたけれども、やはり男女共同参画の視点というところ、それからもう一つはそこにいる子どもたち。

私がやはり1つ気になるのは、親や先生方が気づかないようなところに気づくケースがあるはずですよ。それをちょっと聞いてみたいですね。見落としているところとか。

恐らくこれは大学生が中心だと思うんですけども、そのあたりがどんなところに気づいていて、どんな支援が必要なのか、自分自身で考える機会になると思います。

親とか先生の支援というのはある程度我々想像つくんですけども、いわゆるサードスペース、こういったところにいる

方々がどんなサポートをしているのかすごく気になるので。

あとは、物理的に、食事を作るって、誰が作っているんだろうかと、個人的には一緒に作っているといいなという気がします。

(ぬかが委員)

そう、そう、みんなで。

(石阪委員長)

食材はいろいろなところから集めてくるんですか。

(ぬかが委員)

そう、そう。

(石阪委員長)

やっぱりそうですね。やっぱりそういった食育みたいなのところも入っているんですよ。

だからこれも結構大事じゃないかな。食事を作るプロセスの中で学ぶこともあるだろうし、単純にご飯を提供する、いわゆるこども食堂みたいなものとちょっと違うのかなという、そのあたりもちょっと聞いてみたいですね。実際にどんなふうにご飯を作っているのかとか。

例えば、メニューなんかどうしているのかね。今日はカレーにしようかとなったときに、じゃあみんな考えてとかなのか。それとも何か作るメニューみたいなものがあってそれに沿って作っていくのかでもいろいろ違うし、具体的にもし何かあれば、ちょっとそういったものも聞いてみたいなと思うし。

結構主体的な学びに結び付けるというのは難しいんですよ。勉強って、やれと言われてただやっていると、難しいんですけども、こういうところは多分自ら学ぶとか自ら前に歩き出すということが非常に大事だと思うんです。

特に、自己肯定感が低いとか、なかなか

やる気が出てこない子どもたちって、やれ
って言われてやるんじゃないかって、じゃあど
うすれば自分自身でも歩き出すことができる
のか。そのサポートをするというのはす
ごく大事なことで、どんなことをやってい
るのかとすごく気になるので、我々大学に
勤めている人間からしてもちょっと気にな
るところではあります。学生たちがどんな
ことをしているんだろうか。

(齋藤委員)

今のお話にちょっとくっつけて、ボラン
ティアさんたちから見た、事業者さんでも
いいんですけれども、子どもたちのそうい
った意欲というか、そういうものをどんな
ふうに受け止めていらっしゃるかなという
のがちょっとお聞きしたいなと思いました。

(内藤副委員長)

私もそれに関連して、さっき男女共同参
画の視点と申し上げましたけれども、特に
女子児童に対して、貧困家庭において自己
肯定感が低いという話もありましたけれど
も、そういうことが起きていて、期待も低
い可能性があって、親の学歴も低い可能性
があって、そうなってくるとなかなか、エン
カレッジすることが大事で、そういうの
もどうやっているのか、そういうところを
聞いてみたいかなと思います。

(石阪委員長)

特に、女子生徒や女子児童についてはそ
ういうところがありますね、確かにね。

ほかはどうでしょうか。当日、多分いろ
いろな質問が出ると思うんですけれども、
あまり唐突にいろいろなことを聞くのもあ
れなので、私も含めて事務局と相談して、
幾つかちょっと質問項目はつくって、こん
なことは聞きたいということはちょっとま
とめておきたいと思います。

田口さんとか、どうですか。何か聞きた

いことはありますか。

(田口委員)

皆様の意見を聞いた後、資料を見て、や
はりこの資料を見ただけだったら、学習支
援がメインなのかなと一瞬思ったんですけ
れども、特にカタリバさんだけなんですけ
れども、ホームページを見て、先ほどから
出ているように学習支援も、模擬テストと
かで数値的なことで観測しているというこ
となんですけれども、みんなでご飯を作っ
て、初めて鍋を囲んで感動していた子がい
たとか書いていて、そういう生活する中で
の本当に自分自身の自己肯定というのを育
むというのが一番の勉強、学力も一緒です
けれどもそうなんだなと思って、すごくい
い取組だなと思いながらも意見を聞いてい
ました。

子どもが行く、中学生が行く、それ以上
ということで、その背景の保護者に学校か
ら声かけするということがあったんですけ
れども、ここに来るということは、多分中学
生だけでは登録できないと思うんですね。
保護者がやっぱり登録とか面談とか、三者
面談とかもあると書いてあるんですけれど
も、そこまで例えば全員が声をかけて、い
いな行ってみようと思う子もいるし、途中
で来なくなる子もいるということだったん
ですけれども、親が、まだ保護者が登録と
かするというところで、そこでつながらな
い子もいるんじゃないかなと私、思ったん
です。

私も学校で保護者と関わる中で、スム
ーズに関わる保護者もいるんですけれども、
例えばですけど、その人の状況によるんで
すけど、うちはシングルで忙し過ぎてちょ
っともう連絡できないから一切連絡しない
でくれと初めからぴしゃっとシャットダ
ウンされるケースとか、言葉の問題、外国か

ら来られた方で、多いケースは、お父様が日本人、お母様が外国の方というケースで私は接している人が多いです。

結局、学校とアクセスするのとか保護者同士で関わるのはお母様ということがすごく多くて、そのときにシャットダウンされちゃうことがすごく多いです。

なので、ここに来てすごくいい支援の関わりをしている子とあとはそこまでに壁があったりするのか、それはちょっとボランティアの大学生とかとはちょっと違うかもしれないんですけど聞く相手が、どんな感じでつながったりとかシャットダウンまでいかないけど、まず保護者とコンタクトが取れないというときに、どのくらいまで関わっていくのか。その子たちこそちょっと気になるなということがあったりすることがあっても、ちょっと関われないということが多かったので、そこがちょっと気になる点でした。

以上です。

(石阪委員長)

課題のようなこともちょっと聞いてみたいのは、よく子どもがスタッフに依存するケースというのもあるんですよね。そのボランティアの大学生に依存してしまって、その人に会いに行くために行くとか、ここにいると自分は安心なのでということであまり深入りし過ぎてしまうと、やはりその子の自立、成長という点からするとむしろ逆行してしまう可能性もある。

これはよくカウンセリングなんかでもあるんですけども、そこに行って依存してしまう、お互いに依存し合う、だからこういうようなこともひょっとすると事例としてあるかもしれないので、さっき言ったように、子どもに対してどのくらいの距離感でいるのかというのがすごく大事なんです。

親でも先生でもないぐらいの距離なのか、かなり緊密な距離感で指導しているのか、このあたりちょっと私も気になる場所ではあります。

親でも先生でもないのも、ある意味で言い方としてはボランティアなので、そこまで重きを求めないと思うんですけども、子どもってというのはそれでも来ますからね。支援、頼りたいという願望を持って来る子どもたちもいると思いますから、このあたりの問題も1つ課題かもしれません。実態としてはちょっと分からないですけども。

どうですか、國府田さん。何か聞いてみたいこととかありますか。

(國府田委員)

この2つの団体について、すごい魅力的な事業等をしていただいているので、持続的、永続的に実施していただきたいと思っています。そういう持続可能な仕組みづくりとかどうやっているのかなというところについては気になります。男女の関係とは異なってしまうんですけども。

途中でお話がありましたけれども、学生さんのニーズの聞き取りとかについてもどのような体制で行っているのかについては気になる場所です。

ちょっと団体の体制とか制度についての質問で少し申し訳ないですが。

(石阪委員長)

これは確かに重要で、ビジネスモデルという言い方は変ですけども、どうやって運営しているのか、これはボランティアが中心ですので、例えば最低賃金とか発生しないですよ、大学生に対してはね、アルバイトじゃないのか、この辺もちょっと分からないですし、先ほど言ったように学生をどうやって集めているとか、そういうところも1つ課題です。

あとは先ほど言ったように食事なんかは結構寄附も多いということですけれども、もし食材を購入していたりということになると、そのあたりの予算も足立区から出る予算で運営ができていますのかどうか。このあたりもちょっと気になるところで、持続可能な支援というのを考えたときに、NPO法人として運営ができていますのかどうか。これは冒頭でもあった行政の方にちょっと聞いてみたいと、要望がもしあればね。こういうふうにしてほしいという思いにもつながるのかもしれませんが。

組織として団体として回っているのかとか。そういうところも大事ですね。

それでは、市川さん、聞いてみたいこと、何かありますか。

(市川委員)

僕はどちらかというと経営者なので、実際に運営資金をどうやって回しているのかですね。

それで僕が知っている多くのNPOさんは基本的には善意のボランティアで善意というところで回しているのが多いなと思っているんですけども、善意はしょせん善意なので、いつ止まってしまうか分からないという拙い綱渡りをずっとして、これからも善意のボランティアに頼っていくのか、それともNPOという団体の範囲内でいわゆるビジネスとしてちゃんと正々堂々と企業からお金をもらうためにはやはり企業に対してのメリットが出ないと、それは企業も出さないですから、だからそういうような施策みたいなものというのは考えていないのか。

僕は結構NPOさんといろいろな話をすると、こちら辺のビジネスチックなところがもう全く抜けちゃっていて、何か善意だけで何とか回る、これは毎回思うんですけ

れども拙い綱渡りですよ。いつ相手が止めるか分からないというところなので、こちら辺が僕は気になっているところです。

以上です。

(石阪委員長)

本来は足立区内の企業さんから様々な寄附があったりとか、あるいは支援があれば動くようなケース、日本はなかなか企業さんがNPOに対して支援するという文化があまりないです。これはアメリカなんかと比べると雲泥の差ですから、このあたり実際にお金がどう動いているのか、回っているのか、これは市川さん、気になりますよね。

(市川委員)

単純に企業に、日本人は欧米と比べて寄附ということに対してはすごく抵抗感を持っている人種なので、だから企業に対してメリットありますというのを打ち出してしまえば、僕はあれだと思うんですよね。

例えば、お子さんに対して何かPRをしたい企業さんがそこにチラシを置かせてもらえる、ポスターを貼らせてもらえるとか、お子さんに手渡しで渡してくれるよというのだと、企業協賛は集まりやすいですよ。その親に対してとかという、だからそういうのをNPOさんたちは善意のボランティアのほうに力が寄っちゃって、そういうビジネスチックなところを考えてないのがもったいないなと僕はいつも思っているの。

(石阪委員長)

ぜひ、聞いてみたいですね。この団体にね。そういう努力はひよっとしたらされているのかもしれないし。

(市川委員)

多分大きいからある程度はしていると思います。

(石阪委員長)

キッズドアは結構ビジネスチックに動いていますね。

(ぬかが委員)

カタリバも。

(石阪委員長)

カタリバも当初はもっと小さかった。いろいろなところから多分寄附は集めていると思いますよね。

でも、ちょっと聞いてみたいところではあります。

(遠藤委員)

あきば商会の遠藤です。

私は年齢的に小学生、中学生と接する、お母さんたちとも接する機会はないので、よく分からない部分があるんですが、例えば学校で、教室でだったり、そのお子さんが貧困家庭なのかどうかというのはどこで判断されるんですかね。学校の先生はそれは分かるんでしょうか。

(石阪委員長)

恐らく分かっていると思います。

(遠藤委員)

分かるんですね。日常生活の中で。

(片野委員)

分かります。要保護とか全部データがあるので、生活保護の家庭とか、児童扶養手当の家庭とか。

(遠藤委員)

例えば、世帯主がお母さんだとして、お母さんの年収とかがある程度区のほうで分かるという。

(片野委員)

児童扶養手当とか生活保護をもらうには年収が決まっているので、ぴっちりとは分かりませんが、大体このくらいの層のところにはいらっしゃる方、あと支援受けるにはこのくらいと決まっているので、このくらいの方だろうということ。

(遠藤委員)

なぜそれをお聞きしたかと言うと、私の会社にもパートで働いてもらっているお母さん、就学前とかそういう若いお母さんがいらっしゃるんですけども、一方は実はお父さん一緒に住んでいらっしゃるんですね。ただ籍はあえて入れてない。そうするとひとり親家庭として保護、手当をもらえるわけですね。

もう一方は、やはりひとり親家庭というかお母さんなんですけど離婚されているんですけども、ご自分の実家のご両親と住んでいるので生活にはさほど困ってないということで、仕事もすぐ休む、そういうのをちょっと身近で見ているものですから、本当に貧困、現実問題はご飯もちゃんと食べられないようなお子さんがいるのはテレビや何かで見ているので、こういう人たちが現にいるんだと、何とかしてあげられないのかなというのは思っていますけれども、どこでその判断をしているのかなとちょっと分からなかったものですからお聞きしました。

(石阪委員長)

1つは学校でという話とそれからこのNPOに参加するときのということがいろいろあると思いますけれども、恐らく学校としてはある程度の資料はお持ちなのかなということです。

片野さんがおっしゃったようにある程度どんな支援を受けているとか、どんな補助があるかで大体は分かる。細かなところまでは当然分からないですし、さっき遠藤さんの言う事例というのはなかなか分かりづらい事例です。そこまでは多分把握されていないんじゃないかと思います。

そのあたり、実態としてどこまで把握しているか、この団体は、それはちょっと聞

いてもいいかもしれないです。

(内藤副委員長)

ちょっと違う観点でもいいですか。

さっきちょっと依存の話が先生から出ましたけれども、これらの団体に事業をする上で、どれだけ人権とかジェンダーの視点を考えているかということを聞いてみたいと思いました。

ここにいろいろ資料をいただいて、書いていただいていますけれども、そういう家庭で、自分の人権、子どもの人権とも言えますけれども、人としての人権についてやはり自分に人権があるんだというふうに深く認識しているとは言えない状況がきっとあると思います。

そういうときに、あなたにはこういうふうにしていい権利があるんだと、あなたはケアラーじゃなくて兄弟の世話をするとかだけじゃなくて、こうやって学ぶ権利があるんだとか、逃げていいんだとか、そういった人権とかジェンダーの観点を持つということがこういう支援団体は特に必要だと思います。子どもの支援だとしても。

そこをどれだけ非常に上位に置いて活動されているかというのは抽象的ですが、ちょっと聞いてみたいと思いました。

私は個人的にですけれども、インターナショナルプラン、フォスタープランと昔いった、海外の要支援重点地域にお金を寄附するのに入っているんですけれども、それは最近かなりジェンダーの視点で女子に対してクローズアップして、ここの地域の生理用のナプキンを重点的に投入するとか、保健教育をやるとか、ジェンダー教育をやるとか、もうかなりジェンダーに特化してやっているんですけれども、やはり支援団体がどういうフェーズであれ、それは結構途上国だったりするんですけれども、日本

においても権利がないがしろにされている層にそれが非常に重要だと。

さっきのどうやって自己肯定感を上げるか、エンカレッジするかということと関わるんですけれども、それが聞いてみたいと思いました。

それから、今、経済的な困窮ということが中心に考えられてきたんですけれども、困難な問題を抱える女性という観点でいうと、必ずしもそれだけではなくてDV被害者とかストーカー被害者とか、それから依存とか病気とか、そういったこともあるので、必ずしも経済的困窮というだけでなく、いろいろな視点から経済的な困窮にある女性の家庭のお子さんということでも何かお気づきの、先生が言った背景みたいなのところを聞いてみたらいいかなと思いました。

(石阪委員長)

私も実はスタッフ、ふだん学生を見ている私からするとすごく不安なんですけれども、こんな学生いっぱいこういうところに配置をしてちゃんとやれているのかなという、事前の教育とかどんな視点を持ちながらここに取り組んでいるのかとちょっと聞いてみたいです。

普通の学生を連れてきて、子どもと接して、様々な悩みを抱える子どもたちと接するということでは僕は対応できないんじゃないかと思うので、恐らく両団体ともかなり学生に対する教育や支援、事前にやっているはずなんです。

その中に例えばジェンダーの視点、人権の視点、そういうところが入っているのかどうか、単純に数学を教える、算数を教えるのではなくて、ある意味では子どもと向き合うための素地となるような様々なものをちゃんと注入してここに参加しているのか、私、すごい気になっているので、どん

なこと、事前指導教育をやっているのか、もし学生が来たら聞いてみたい気はします。

やっぱり持っている学生と持っていない学生は全然違うと思います。多分子どもたちと接して。ただ、よく遊んでくれるお兄ちゃんとかお姉ちゃんというのではなくて、やはりいろいろとこの子にとってはどんな支援が必要なんだろうと常に考えながら、その子を導いてあげられる人は限られると思うので、そういう意味では大学生自身の背景とか、どんなものを持っているのかというのはちょっと気になるころではあります。

あるいは正規の職員がやっているのか、それとも本当にバイトの学生がやっているのかでかなり変わってくるし。専攻なんかも結構重要です。教育学部とか、そういった社会的な貧困について学んでいるような者、そういう学生とそうじゃない学生でもかなり変わってくる。

それから、もう一つは、足立区についての理解がどれだけあるかとちょっと聞いてみたい気がします。だから、学生が地元の子なのか、アルバイト、ボランティア、それとも足立区というものはほかの区とそんなに変わらずに来ていて、それだと区として団体を委託しているわけですけども、やはり区のことをちょっと知ってくる学生と全く知らずに来る学生ではかなり違う。

もっと言えば、細かな地域があるので、梅島とか竹の塚とか、そのあたりの地域の状況、これをどのぐらい学生たち、スタッフが勉強しているのか、知っているのか、このあたりもちょっと聞いてみたい気がします、来た方に。

これは足立区って関わらないとよく分からないです。外から見ていただけだと。僕から言うのもなんですけれど。僕も足立区

とずっと関わってきてある程度足立区というのはこういう区なんだと分かって、外から見ている足立区とまたそこに住んでいらっしゃる方とまた違いますし、この間、足立区はかなり変わってきたという評価もありますけれども、実際にどういう評価をお持ちなのかというのはちょっと聞いてみたいです。

結構ステレオタイプに言ってくる学生もいますからね。足立区っていうと、そうですね、貧困ですよとか。犯罪が多いんですよみたいなことを言ってくるんですけども、実際にそんな感じではないので、今、足立区は。そのあたりの理解をちょっと聞いてみたい。

(水野委員)

水野です。

今は夜間のほうの学習支援のほうの聞き取りという話だと思うんですけども、やはり不登校のほうの支援の保護者のほうが、学習支援って、保護者が子どもに勉強をさせようと思って申し込んで行っている家庭が多いと思うので、やはり不登校で本当に困って、こちらに行かせているというのとはまたちょっと家庭の背景とまた子どもたちの状況も違ってくるのかなと思います。

私も知り合いにはカタリバさんやキッズドアに行っている中で、ひとり親で、また生活保護も受けていて、お母さんも病気を持っていて、そういう何重もの複合的な苦労をされている方で、やっと学校からじゃなくてほかのルートで支援につながったというところもあるので、できればこの不登校のほうの家庭、ひとり親とかこういう男女共同参画の視点からいけば不登校のほうの実態を見てもらったほうが私はいいいのかなという考えはあるんですけども、そういう中でどういうふうに支援につながった

のかやはり学習支援というのは保護者が申し込むほうが多いですけども、不登校のほうはやっぱりどういうルートでつながったのかというのはすごく気になるところです。

やはりDV、ひとり親、また病気を持っているという家庭の背景も内藤先生はおっしゃっていましたが、そういったところもやはり気になります。

子どもの状況でもやはりいろいろな病気をお持ちのお子さん、診断されているお子さんもいらっしゃるの、そういう子が通っているのか、またそういう子への支援というのにも気になります。

私が行ったときはちょうど中学を卒業した子たちが来ていたんですけど、本当にギャルという感じの、爪がばっと伸びて金髪でという子たちが何人か一緒に、横のつながりで仲よくなって、居場所になっていてもう本当によく通ってくるということで、ト一横に行かないで済んでいるのかなという、そういういい意味で勉強だけではなくて、そういう支援にもつながっているのかなと思いました。

そういった意味で子どもの背景だとか、保護者の背景、どういうふうに支援につながったのかというこの3点も、不登校のほうの関係でも伺いたいなと思いました。

(内藤副委員長)

今の同じことなんですけれども、やはりお母さんのひとり親家庭で、女子のお子さんの場合、性産業に、母親と同じように入っていくかないということが、負の連鎖を断ち切るということの1つのあれでもありますので、そういうことが今回のヒアリングで、ちょっと見えづらい、そこにやれている家庭ではないかもしれないけれども、そういった視点も重要かなというふうに思い

ます。

(石阪委員長)

今、お話がありましたとおり、できれば不登校の、就学支援というのは放課後のほうになりますけれども、もしカタリバ、キッズドアが可能であれば、そういった昼間の事業のほう、これもある程度お答えできるような方をお呼びしたいというところがあります。

ちょっとよく分からないですみたいなのだと、これは可能なのかな。

(依田部長)

所管課に調整してみます。

(片野委員)

どちらかというと、水野先生がおっしゃったとおりで、やっぱり不登校になる子、本人がそういう生得的なものを持っている子、貧困かそうでないかというのもありますけれども、私が担当している生徒たちは、母子家庭の子が多いです。何らかしら要因はあると感じています。子どもが学校に行かなくなってお母さんも仕事を辞めなくてはいけない状態になって、昼間どうにかしてほしいという、でも学校は行けない。そういうニーズの受け皿になっていると思います。居場所に行きながら、また学校に戻ってくるというルートの子もいます。

(杉本委員)

また、その流れでいきますと、足立区はまさにL・ソフィアもそうなんですけれども、公共施設、オープンスペース、子どもたちの居場所をつくっています。お帰りになるときに見られたら分かると思うんですけども、入ったところのテーブルとか置いてあって、今日、来たときも子どもたちがいっぱいいたのをご覧になりましたか。

あれは子どもたちは別にひとり親だろうが、誰だろうが好きに集まっていいよとい

って、その子どもたちのためにつくっているフリースペースなんです。今の不登校の話もそうだし、居場所を兼ねた学習支援もそうなんですけれども、夕方のほうもそうなんですけれども、今回、カタリバとキッズドア両方呼んで話を聞くのはやったほうがいいのはもちろんなんですけれども、一番見落としがちなのは多分そういう自由にどうぞといって、区のほうもそこまで名簿とか管理していないようなところに来ている子も一定数絶対いるはずなんです。お母さんが帰ってくるまではここにしよう、いわゆる施設的なところとかに行きたくないと思う。

特に不登校の子もそうだし、不登校で学校に通ってないけど、親が帰ってくるまでそこにしようという子もいるところもあると思うので、そういった意味でひとり親家庭の支援という点で、こういう区がやっている政策というのは華々しくやっているのは目立つんですけど、そうではない光が当たってない子たちが結構一定数いるんじゃないかというのは前から自分の中では課題意識を持っていて、ただ調査のしようがないんです。

なので、だからそういった点も留意すべきではないかというのはちょっと皆さんにもぜひ知ってもらいたいなと思って、ちょっと補足させてください。

(ぬかが委員)

ちょっと1点だけ。

不登校のほうが深刻だと、私、どっちもだと思うので、というのは多分、水野さんとか議員になって2期、後からできたのが不登校の支援で、そっちを見に行ったら人が多いんですよ。夜の居場所を兼ねた学習支援って、この名称とこの事業から見ると勉強の支援という印象が強いと思うんだけど

ども、もともと貧困の連鎖を断ち切るという目的からスタートしているので、圧倒的にネグレクトの方が多いいんですよ。

つまり親は申し込むどころじゃない。それこそさっきのシャットアウトじゃないけど。だけど学校なりどこかで見つけてつながって行ってみない、といってつながっているから本当に帰る場所がなかったり、帰りがたがらない。本当にそういうお子さんがやはり夜のほうで見に行くのとたくさんいるので、どっちがじゃなくて、どっちも大事なので両方聞けるようお願いしたいと思います。

(石阪委員長)

ということですので、今、皆さんからいただいたご意見、それを踏まえて、ちょっと質問については私のほうで事務局と相談してつくり上げたいと思いますので、こちらについては一任させていただくということでよろしいでしょうか。もちろん当日は皆さんご自由に発言できますから、そこでまたご質問していただくことは十分可能ですので、そういう形にさせていただきます。

5 令和6年度足立区男女共同参画プラザ委託講座評価について

(石阪委員長)

それでは、5番目、令和6年度足立区男女共同参画プラザ委託講座評価について、こちらについては委託講座、これをこれまで皆さん全員で、多分皆さん1回は必ずやっていらっしゃると思いますか、委託講座というのはね。

上半期と下半期、分けて委託の講座を評価していただくということをこれまでしていました。ただ、これは全員が参加ということになりますと、十数人が点数を出して評価をするとこれまでやってきたんですが、

これはほかの委託関係の様々な審査機関を見ると一番多いところで6人、少ないところだと3人くらいでやっているというケースが多い。これは15人がわざわざ集まってやっていただくというのは、どうなのかというふうにちょっと思いまして、ここだけなんです。逆に言うと十数人集まってやるのは。

ですので、これは1つ提案なんですけれども、実は足立区のこの男女共同参画推進委員会の規則の中に、第6条第1項というところで、小委員会というのを開設することが可能である。こういうものがあります。ですので、審査については別途この小委員会を組織して、その中でやる。簡単に言うとこのメンバーの中から選定させていただいて、そのメンバーの中で審査をやったほうが効率的なのではないかというような考えがあります。

ですので、15人でやるか5人でやるかの違いなんですけれども、皆さんお忙しい中集まってやるというよりは、専門委員会のようなものをつくるという考えをちょっとここでご提案したいと思います。

ただ、前回、ご議論いただいたり、その後、事務局からヒアリングをしていただいたところで、やはり審査に全員が関わったほうがいいのかという意見もあります。というのはどういうことかというのと、やはりここで今までこういったチラシを全部見て評価もしてきたという経緯があるので、これは私からの提案でもあるんですが、小委員会の中で全てをやるのではなくて、この委員会でもお諮りしたい、皆さんにご議論いただく場は設けたほうが良いだろうと。

実際に講座についてはこういう講座をやっています。実際にどれくらい集まったと

いう意見をいただいて、これはあくまで皆さんには評価していただかないですけども、ご議論はそこでしていただく。意見は出していただく。改めてその意見をもって小委員会のほうで評価するという2段階方式を取るのが私はいいいのではないかと思います。このやり方についても何か皆さんご意見があれば、いかがでしょうか。皆さん全員でやっていたんですけれども。意見聴取の場というのはこちらの委員会で引き続き行います。ただ点数をつけて評点をつけて実際に審査をするというのは小委員会のほうで組織してやるということで、どうですか。

杉本さん、何か。

(杉本委員)

小委員会というスタイルは賛成、やぶさかではないんですけれども、今、定期的に皆さんこうやって全員集まってもらっていますよね。そのほかに別日を設けて小委員会、そこで評価の委員会、別の小委員会という会議を別日で設定するということですか。

(石阪委員長)

具体的にはどうするかというのはちょっとまだこれから検討なんですけれども。1つの案としては例えばこういった会議をここでやった後に小委員会のメンバーだけ残ってそこから審査をやるというのも1つです。場合によっては年度末ということもあるので、別日、恐らくこの会議は2月ぐらいで終わってしまうので、本来だと3月にもう一回今までだと会議を開くみたいなことをやらなきゃいけないんですが、その手間を考えると、3月皆さんはお忙しいこともあるので、小委員会だけを3月に開くということもできなくはないだろうと。

これはどうですか。手間になるということ、要するに2度開くと、そういうことですよね。

(杉本委員)

別にそれで構わないんですけど、せっかくみんないるときにやるのであればみんなですればいいんじゃないかと、それだけの話で、例えば今日みたいに集まって、終わった後に小委員会の人だけ残ってくださいというのであれば、変な話なんですけれども、毎回この会議2時間あって、今まではその2時間の中でできていたわけですよ。

というところで考えれば、別日にどうしても設定するというのであれば小委員会でもいいかなと思うんですけども、この同じ日でやるとか、この時間内で小委員会の人だけ残って、ほかの人は1回外に出てくださいというのは合理的ではないのかなと。やはり評価するというのは多様な視点、多様な目があったほうが絶対評価としてはより、人数多いほうが評価はいいという評価をするべきだと思うので、その点に関してはどうかなという気はします。

(石阪委員長)

そうですね。1つはやり方の問題ですよ。例えば全員が集まる機会があって、そこでやるということを今までやっていたんですけども、1つ大きな問題は3月の問題です。こちらについてはなかなか難しい面もあるので、開催すると今度は定足数の問題が出てくる。さらにそれだけのために例えば30分集まっていただくということも含めて結構大変、事務局も含めて大変なのかなという配慮もあります。それだったら小委員会という形で統一してやるというのも1つの案なのかなと。それはあくまで私の考え、提案でありますので。

ただ、皆さんやはり意見を出していただ

くとか、評価に関わる意見、これを提案していただくというところはやはり担保しなければいけないというふうに思いますので、例えばこういった時間を利用して皆さんからご意見をいただくことは引き続きさせていただきますけれども、いわゆる評価とか審査、これは小委員会のほうでというのは提案になります。

ということですので、こちらについてまず皆さんからご意見をいただきたいと思います。全員でということも5段階をつけるというのは今までどおりやってきたのでもいいんですけども、やはり年度末ということもあります。ですので、もし皆さんの合意が得られればこの小委員会をつくって、そちらのほうで評価だけをさせていただきます。今までどおり引き続き委員会の中で皆さんからご意見をいただくという場を設けさせていただくということは引き続き続けていきたいと思えます。

(依田部長)

地域のちから推進部長の依田でございます。

事務局として思っているのは、以前はこのチラシだけで評価をしていて、チラシだけでは分からないというご意見をたくさんいただいて、事業者の方に来ていただいて、聞き取り調査という話になったんですけども、15人対2人というのが適切な人数なのか、プレッシャーとしてどうなのかというところも含めてご判断をいただければと思っております。

(石阪委員長)

部長とはいろいろと会議でも一緒になるんですが、多くても大体5人くらい。

(依田部長)

5人、6人がいいところだと。

(石阪委員長)

足立区は大体ほとんどがそうなんです。だから、プレッシャーがあるということもあると思います。確かに十数人が前で次から次へと質問が来るという。

私も幾つか出させてもらっている経験があるんですけども、一番多くても5人、少ないときだと3人、2人。

(内藤副委員長)

以前は郵便で。

(石阪委員長)

1回ありました。書面でやったときが。

(依田部長)

コロナか何かのときですかね。

(内藤副委員長)

そういう特別な措置だったんですね。

郵送されて、自分で記入して、郵送とかメールで。そこから始まったので、そういうものかと思っていました。

事務局、いろいろなことをやっていただいているので、事務局の手間がなるべく少なく、そしてパフォーマンスが高いものを選ぶといいのかなと思うんですけども、事務局としては何が一番楽というかわいいですか。

会議を別途3月みたいにやるというのと、それは1つ手間ですよ、15人でやると。だけど小委員会なら大丈夫な感じですか。それとも郵便というやり方があるんですか。

(依田部長)

事務局としては手間暇というよりは適正な評価がされていましてかというところに重きを置きたくて、ここはちょっとあれですけど、自分なんかは区役所にいて立っただけで怖いと言われる人間なので、やはり評価の方法が適切でしたかと言われると、以前、紙で見ていただいただけだとどうなんですかというご意見があったよう

に、じゃあ面接を入れますかといって面接を入れたときに、今の人数が圧力になっちゃったんですと言われると、それはちょっと困るなと思っています。

委員の皆様でご議論いただいて様々検討の俎上に上がっていいと思うんですが、私どもとしては適正な評価でしたかと後で問題提起されないような評価をしていただければと思っています。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。ということは事業者さんと呼んでお話を聞くスタイルは維持という方向ですね。

(依田部長)

それがいいと思います。

(内藤副委員長)

なるほど、了解です。

(石阪委員長)

形式自体はそういう形で事業者さんがいる、プレゼンをする、それについて質疑応答があるという形になると思いますけれども、それを15人でやるか5人以下でやるか、その違いなんです、今あった事務局の手間よりもむしろプロセスの適正、きちんとちゃんと審査しましたというところが大事なので、ですので2段階方式というのを私はちょっと押しているんですけども、皆さんからも意見を当然いただきます。皆さんの意見を踏まえて、選ばれた小委員会の中でそういった質問や意見をそこで反映させる。今までのように皆さんにお集まりいただいて、時間を割くという俗に言う手間ですね、こちらについては縮減できるという、そういう形なんですね。

つまり今決めておかないと、これから恐らく秋と春にかけて審査がありますので、これをどうするかということにつながるんですが、いかがでしょうか。ほかにもしご

意見があればということです。

(ぬかが委員)

私は最初に課長にちょっと事前にその話を聞いたときに、私も去年講座評価をやらせていただいて、やはり参加してないと分からないと思うから、一生懸命参加するようになったわけですよ。それなのに意見も言えないのなんていう話をして、そういう中でかどうかは別としても、つまり審議会の中で2段階評価ということで意見を出す場をきちんと保証しようということであれば、それでいいなというふうには思っています。

ちょっとなぜ5人に絞るのかという理由が分かりづらいというところはもうちょっと明確にするべきじゃないかというふうに思っています。

といいますのは、私たち事前にあれしたときに、もっとぶっちゃけた話で言うと、議員がいるといろいろ、要は癒着じゃないけど、そういうような疑念を抱かれるみたいなことを言われて、そんな存在だと思ってほしくないみたいな思いも出てくるわけですよ。

そうではなくて、誰を入れるか入れないかは後の問題として、通常やはり2人なり何人かを呼んだときに、圧迫面接みたいに十何人にするんじゃないくて、2対せいぜい5くらいの形で話が聞けるようにしたいとか。そういう理由でやるということで、そこは明確にしていきたいと思います。

(依田部長)

事前に課長のほうでご説明した際に不適切な発言があったことについてはお詫びをいたします。すみません。

自分自身も日暮里・舎人線の担当をやっていたときとかに、こっちが五、六人で、100人くらいいらっちゃって、ずっとわって

言われるともうひゅうとなっていていっちゃうわけです。ですので、先ほどぬかが委員のほうからもご発言いただきましたけれども、やはり圧迫面接ですかと言われなような人数と思うと、5人か6人かその程度ですよねとは思っています。

やはり15対2とかというと、自分が逆に立場だと結構しんどいかなと思ったりもしますので、事務局として懸念材料としてはその辺です。

(杉本委員)

今、言ったように、小委員会で、5人で評価するのは構わないですけども、結局我々も意見を聞くとか、そういう話をするのであれば結局我々も今回やっている業者さんの話を聞く場がないといずれにせよ分からないじゃないですか。ということは、その場で15人は評価はしないけれども、2人とか3人が来たところで、2対15というこのシチュエーションは絶対発生するわけですよ、いずれにせよ。

(石阪委員長)

そうですね。

恐らくですけども、ここの場で議論するときは多分その2名はいらっしゃらない。恐らく講座のこのチラシとあと……。

(杉本委員)

我々は本人たちからのプレゼンは聞けない。

(石阪委員長)

そういうことになります。

(杉本委員)

小委員会だけが聞く。例えば地域に役所の人が行って、100人の前でプレゼンするのと違って、これの場合は我々のほうではいろいろ話し合って、区のほうの施策として区のいわゆる税金、公金を投入してその業者の人たちに委託してやってもらうものな

ので、向こうは区のお金をもらってやる立場なんだから、逆に言うとそこはより厳密にやらなきゃいけない、逆に審査を甘くする理由というというのは僕からしたら逆に理解に苦しむところで。

(石阪委員長)

甘くしているわけでは別にはないです。

(杉本委員)

もちろん。圧迫面接になるから、おじけづいちゃうというのは、逆に言うと、何で業者のほうに皆さんが気を遣うのかという疑念が今度わいてくるということです。

(片野委員)

福祉施設の評価などをやらせていただいていますけれど、視察に行った数日後に事業者との面談があります。事業者と評価委員は3対6ぐらいですね。あとは周りに事務局の方がいる状況です。

私、いつも思うのですが、足を運ばない自分もいけないのですが、見ないで評価、参加してないで評価している状態なので、もう少し講座の内容について具体的に業者の方にプレゼンしていただく時間があればと思っています。

(石阪委員長)

確かに、行っていないのに評価するというのは難しいですね。

(片野委員)

難しいですよ。

(石阪委員長)

本当はちゃんに行って、それで実際に自分はどうだったかという、それは非常に実感としては大事ですし、難しいですね。

そうなってくると、今のご意見だとたくさんの中で圧迫のような形でやるというのはやはり向こうにはプレッシャーになると。

ただ、杉本さんいわく、それも1つの試練だと、逆に言えばそれが区として事業に

関わる以上はそれぐらいやってもいいんじゃないかというご意見もありました。

市川さん。

(市川委員)

今まで十何人でやっていて、それでこういうところが課題じゃないかという意見が出たから、取りあえず、じゃあ出た意見に対して5、6人でやりましょうかというのを1回やってみて、それでやっぱり十何人のほうがよかったよね、というのか。やっぱりほかのところでもやっているように、5、6人でもいいのか、というのを決めたほうが、結局は今までは十何人でやっているだけしか我々は知らないですから。反対にやってみたら結構よかったよというのが出るのか。いや、いや、やったらやっぱり課題がいっぱいあって面倒くさいね、と言って、元に戻すのかはそのときに1回決めてみたらいいんじゃないかなって思いました。

(石阪委員長)

非常にまとめていただくようなご意見、ありがとうございます。

確かにやってみないと分からないという側面がありますので、市川さんのご意見に賛同いただけるようでしたら、一旦今期については小委員会を、ちょうど規定がたまたまありましたので、これにのっとして設置させていただいて、委員長のほうで選定となっていますので、私のほうでちょっと選びます。なるべく多様性を配慮する形で。一回やってみて、上半期、下半期、次年度もう一回ちょっと改めて検証するという形にしていきたいと思います。

これは皆様にお約束しますので、一旦これをやってみて、次年度以降またそれを続けるかどうか、それはまた皆さんに審議を諮る。と同時に、プロセスとしては恐らく

上半期は秋に1回やらなければいけないということもありますから、2段階方式と言いましたけれども、皆さんからご意見をいただく場、あるいは皆さんの意見いただく場というのは改めてこの定例の会議の中で設けさせていただいて、それとは別の時間帯で小委員会を開催してやる。同じ日になるのか、別日になるのかはちょっと分かりません、ちょっと調整してみないと分からないということです。

こちらについてはちょっと今年度についてはそういう形で進めさせていただくということですのでよろしいでしょうか。

小委員会のメンバーについても私のほうにご一任ということで、よろしく願いいたします。

それでは、用意された事項については以上となります。

6 事務連絡

(石阪委員長)

最後は事務連絡ということになりますが、事務のほうからいかがでしょうか。

(柏村主査)

多様性社会推進課、柏村です。

私のほうから2点、ご案内がございます。

まず、1点目が今後のイベント、講座についてです。資料の中にチラシを入れさせていただきますいております。

上から順に、9月19日木曜日開催のオンラインセミナー、「すべての従業員が働きやすい！ダイバーシティ経営のヒント」。

9月30日月曜日開催のオンラインセミナー「産婦人科YouTubeクリエイターに学ぶおとなの性教育」。

10月20日日曜日と27日日曜日の2回連続講座「困った会議、みんなで変えてみませんか？職場で、地域で使える会議術」。

以上3枚が新規にご案内する講座となります。

その下にあります8月31日土曜日開催のオンライン講座「先輩に聞いてみよう男性育休のリアル」は第2回推進委員会で既にご案内済みの講座となっておりますが、申込状況が芳しくないため、委員の皆様によるご参加とお知り合いの方へのお声かけのお願いとなります。

全て申込受付中の講座となっておりますので、参加ご希望される方は会議終了後に、事務局までお声かけをお願いします。

2点目が皆様の机にお配りしましたファイルに口座振替依頼書が入っております。本日の日付とご住所、お名前、そして一番下にお名前をもう一度ご記入ください。ご記入いただきましたら会議終了後に事務局までお帰りの際にご提出をお願いいたします。

また、本日、オンラインでご参加いただいております國府田委員におかれましては、事前に返信用封筒と依頼書を送付させていただいておりますので、期日までにご返信をお願いいたします。

当日ご出席いただいた全委員分の書類がそろい次第の財務処理となりますので、必ず期日までのご返送をお願いいたします。

私からは以上です。

(石阪委員長)

ほかはよろしいでしょうか。

次、次回ですけれども、これはもう決まっていたか。

次回の情報だけいいですか。

(柏村主査)

次回なんですけれども、11月27日の水曜日になります。また、次回もオンライン開催と対面での開催と選べるような形にご案内させていただこうと思いますので、もし

オンラインをご選択される場合には必ず期
日までにご回答をお願いいたします。

本日はちょっと音声の関係で不手際もあ
りご迷惑をおかけいたしました。

(石阪委員長)

それでは、委員の皆さんから何かありま
すでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会
議を終了とさせていただきます。

國府田さん、どうもありがとうございました。

(國府田委員)

ありがとうございました。

(石阪委員長)

皆さんも、ご協力、どうもありがとうござい
ました。